

経営に関する最新情報をお届けします！

経営トピックス

Management topics



キャリアアップ助成金を活用して
働きやすい職場作りをしませんか

町田市経営診断協会 小林真理子 (社会保険労務士)

キャリアアップ助成金について

今回は、厚生労働省から支給される「キャリアアップ助成金」についてご紹介いたします。この助成金は、従業員のために賃金アップをしたり、教育訓練を積極的に行うなど労働条件・労働環境を改善した事業所に對して支給されます。雇用保険料が助成金の原資となっているため、雇用保険加入の従業員が一人でもいる事業所であれば対象となります。

そこで「キャリアアップ助成金」の中で比較的取り組みやすい「正社員化コース」について計画から受給までの手順とポイントをまとめてみました。

助成金の手続は長い期間を要し、提出する書類もたくさんあります。助成金を受けようと思ったら、制度の全体像を把握し、まずは手続のスケジュールを立てておくことが大切です。

①キャリアアップ助成金とは

◆誰に対して

パートやアルバイトなどの非正規従業員に対して（正社員以外）

◆何をするのか

正社員にしたり、契約を「無期雇用」にする（賃金5%以上アップの条件付き）、または教育訓練などを行う

◆いくら受給できるか（四月時点）

たとえばパート従業員を正社員にした場合は、一人につき五十七万円、労働契約を有期から無期雇用に転換した場合は一人につき二十八万五千円を受給できます。さらに東京都内の事業所であれば「正規雇用転換促進助成金」を東京都に対して請求できます。

（受給金額は中小企業の場合）

②まずは準備が大切です

厚生労働省の助成金のほとんどが、あらかじめ「計画届」を提出するようになっていきます。「キャリアアップ助成金」についても同じです。この計画届が未提出だと、いくら正社員化しても助成金は支給されません。また助成金申請には、就業規則の作成・労働基準監督署への届け出が必須です。労基法では作成を義務とされていない十人未満の事業所でも同じです。

③計画から申請までの流れ

キャリアアップ助成金の「正社員化コース」について以下手順です。
（用紙はすべて厚生労働省のホームページからダウンロードできます。添付書類など

の詳しい内容についてもホームページで確認できます。）

●手順①《就業規則の作成》

就業規則の無い会社は新規作成をします。規則はあるけれど「正社員化のルール」を規定していない会社は追加します。就業規則の作成には時間を要しますので早めに取り掛かっておきます。

●手順②《計画届の作成・届出》

計画届を作成したら従業員代表者にサインをもらいます。

計画期間の設定は三年～五年間です、できるだけ長くしておくとういでしょう。またいくつかコースがありますので、やってみたいと思うコースには○印をつけておきます。実際に計画通りに実施出来なかったからといってペナルティはありません。

*計画届の提出と就業規則の労働基準監督署への届出は、「コース」によって順序が決まっていますので確認しておきます。

●手順③《正社員に転換する》

六カ月以上雇用しているパート等が対象です。自社の「就業規則」で決めた手順に従って正社員化を実施します。対象者の労働契約を更新し、実施した内容はすべて書面で残しておきます。

●手順④《申請》

正社員に転換して六カ月経過したら申請書を作成し、二カ月以内に届け出します。締め切り厳守です。

申請書には、正社員化した従業員に「相違ない」旨のサインをもらう欄があります、本人にあらかじめ助成金について話しておくとういでしょう。

*「キャリアアップ助成金」に関する書類

（計画届・申請書等）の提出先は、町市内の事業所であればすべて左記に提出することができます。相談も可能です。

ハローワーク町田 事業所部門

（中町二ー二ー五 TEL732・7397）

または事業所管轄の労働局へ提出。

④留意点

◆書類の提出期限は厳守となっています。提出忘れや漏れに気をつけます。

◆賃金台帳や出勤簿、労働契約書等を整備しておきます。これらの書類は添付書類として申請時に提出します。

◆手順通りに行えば、ほぼ受給できる助成金ですが、後払いですので給付を受け取るまでは時間がかかります。

◆改正がたびたび行われる助成金なので最新の情報を得るようにします。

◆働く人のための助成金ですので、会社都合の解雇をしたり（退職勧奨も含む）、労働保険料の未納がある会社は受給できない場合があります。

◆就業規則に規定した内容は、今後もずっと会社のルールとして遵守していかなければならないことに留意しておきます。

◆業績が伸びている会社には増額された助成金を受け取ることができます。（生産要件）

今回は紙面の都合上、「正社員化コース」のみ紹介しましたが、キャリアアップ助成金には「人材育成コース」もあります。ジョブカードを作成し、教育訓練を行うコースです。ジョブカードの作成については町田商工会議所で相談を行っていますので問い合わせしてみてください。（TEL724・6614）